

京都市公共交通利用回復事業補助金交付要綱

令和4年8月30日決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による乗客数の減少により経営に深刻な影響が生じている公共交通事業者に対して、京都市域の公共交通の利用を回復させるための取組に係る補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「交付対象者」という。）を対象とする。

- (1) 京都市内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に基づく運行を行う者（ただし、令和4年8月1日時点で、京都市内での一般乗合旅客自動車運送事業の認可路線の総延長（その運行体系及び運賃体系等から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線を除く。）の過半が、旧市電外郭線（北大路通、東大路通、西大路通及び九条通に囲まれたエリアをいう。）外に存していること。）又は前述の事業者運行を委託している地域団体
- (2) 京都市内において、鉄道事業法又は軌道法に基づく運行を行う者（ただし、令和4年8月1日時点で、京都市内にのみ営業路線を有しかつ営業距離の総延長（その運行体系及び運賃体系等から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線を除く。）の過半が、旧市電外郭線（北大路通、東大路通、西大路通及び九条通に囲まれたエリアをいう。）外に存していること。）
- (3) 京都市公共交通ネットワーク会議公共交通利用回復ワーキンググループ（以下、「公共交通利用回復ワーキンググループ」という。）に参画する交通事業者（ただし、第1号及び第2号に該当する者を除く。）
- (4) 公共交通利用回復ワーキンググループ

(交付対象事業及び交付対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は別表1のとおりとする。ただし、別表2に掲げるものについては交付対象経費に含めることができない。

(補助金の算出方法等)

第4条 補助金の限度額及び補助率は別表3のとおりとする。

- 2 補助額は、交付対象経費の総額に補助率を乗じた額と補助金の限度額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。
- 3 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨

てるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、本要綱施行日から令和5年2月28日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請を行おうとする交付対象者は、令和4年12月31日までに、京都市公共交通利用回復事業補助金交付申請書（第1号様式）に以下に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

(1) 利用回復事業実施計画書（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

なお、別表1（2）及び（3）の事業に係る申請を行おうとするときは、第2条第1号又は同条第2号に該当する者のうちから代表者を定めるものとし、条例第9条の規定による申請は当該代表者が行うものとする。

(補助金の交付の決定等)

第7条 市長は前条による申請が到達した日から30日以内に、補助金の交付及び交付予定額又は不交付を決定する。

2 前項に基づき、交付を決定したときは、条例第12条第1項の規定に基づき、京都市公共交通利用回復事業補助金交付及び交付額決定通知書（第3号様式）により、不交付を決定したときは、条例第12条第2項の規定に基づき、京都市公共交通利用回復事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 条例第13条の規定による申請の取下げを行おうとする申請者は、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更申請等及び通知)

第9条 交付対象者は、前条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更又は中止（廃止）しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ京都市公共交通利用回復事業補助金交付決定変更承認申請書（第5号様式）又は京都市公共交通利用回復事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的及び主たる内容以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないもの又は変更が生じる補助金の額が交付予定額の20%以内の減額であるものをいう。

3 市長は、第1項による申請を承認したときは、京都市公共交通利用回復事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）又は京都市公共交通利用回復事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに、京都市公共交通利用回復事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 利用回復事業実施報告書(第10号様式)
- (2) 補助対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、交付対象者から前条による報告を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、京都市公共交通利用回復事業補助金額確定通知書(第11号様式)により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付対象者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに本市所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から実施する。

別表1 交付対象事業及び交付対象経費

	交付対象事業	交付対象経費※1、2
(1)	第2条第1号又は同条第2号に該当する者が本市域の公共交通の利用回復に向けて実施する事業	イベント実施、企画乗車券販売、広報など、本市域の公共交通の利用回復につながる事業の実施に要する経費とする。 なお、事業の収支において収入があった場合には、支出額から収入額を差し引いた額を交付対象経費とする。※4
(2)	第2条第1号、同条第2号又は同条第3号に該当する者が連携し本市域の公共交通の利用回復に向けて実施する事業※3	イベント実施、企画乗車券販売、広報など、本市域の公共交通の利用回復につながる事業の実施に要する経費とする。 なお、事業の収支において収入があった場合には、支出額から収入額を差し引いた額を交付対象経費とする。※4、5
(3)	第2条第4号に該当する者が本市域の公共交通の利用促進に向けて実施する事業	本市域の公共交通の利用促進に向けた啓発の実施に要する経費とする。

※1 市外を含む広域の事業については、その事業内容に応じて、全体経費から京都府域分を按分したもの（総運行距離に占める市内運行距離など）を交付対象経費とする。

※2 国、地方公共団体等が実施する他の補助金の交付を受ける事業については、交付対象経費から当該他の補助金の額を除いた額を交付対象経費とする。

※3 第2条第3号に該当する者のみが連携し実施する事業は対象外とする。

※4 交付対象者以外と連携して実施する場合、交付対象者以外の経費は対象外とする。

※5 連携相手（交付対象者）の経費を含む。

別表2 交付対象経費に含めることができないもの

・消費税及び地方消費税 ・直接人件費 ・汎用性の高い備品等の購入経費（事務用のパソコン、テレビ、タブレット等） ・租税公課、減価償却費、一般管理費 ・物品やサービスなどの支払先や支払内容が確認できない（領収書、レシート等がない）経費 ・交付決定前に実施した事業の経費 ・その他公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費
--

別表 3 補助金の限度額及び補助率

	補助金の限度額	補助率
別表 1 (1) の事業	1 0 0 万円	9 / 1 0
別表 1 (2) の事業	交付対象者 1 者当たり 1 0 0 万円 合計 3 0 0 万円	9 / 1 0
別表 1 (3) の事業	—	1 0 / 1 0

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市公共交通利用回復事業補助金交付申請書

京都市公共交通利用回復事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり、京都市公共交通利用回復補助金の交付を申請します。

記

1 利用回復事業補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 利用回復事業実施計画書（第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

利用回復事業実施計画書

交通事業者	※連携事業（別表１（２））の場合、代表者を記載するとともに、 （ ）書きで連携事業者名も記載してください。
取組名称	
該当事業	※別表１（１）～（３）のいずれの事業に該当するか記載してください。
実施期間	
取組概要	
目標値	※前年度実績が分かる資料を添付してください。
全体事業費 ※交付対象外経費を含む。	※連携事業（別表１（２））の場合、事業者ごとに記載してください。
交付対象経費	※連携事業（別表１（２））の場合、事業者ごとに記載してください。
補助申請額	

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
門川 大作

京都市公共交通利用回復事業補助金交付及び交付額決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、京都市公共交通利用回復事業補助金について、下記のとおり交付すること及び交付額を決定しましたので、京都市公共交通利用回復事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 交付対象経費 金 円

2 補助金交付予定額 金 円

3 交付の条件

※ ただし、市長は、交付対象者が京都市公共交通利用回復事業補助金交付要綱の規定に違反したと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
門川 大作

京都市公共交通利用回復事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、京都市公共交通利用回復事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、京都市公共交通利用回復事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

※ この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市公共交通利用回復事業補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定の通知があった、京都市公共交通利用回復事業補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、京都市公共交通利用回復事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 その他必要な書類

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市公共交通利用回復事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定の通知があった、京都市公共交通利用回復事業補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、京都市公共交通利用回復事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 中止予定期間又は廃止予定年月日

（中止予定期間） 年 月 日から 年 月 日まで
（廃止予定日） 年 月 日

3 その他必要な書類

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市公共交通利用回復事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、京都市公共交通利用回復事業補助金に係る決定変更承認申請について、下記のとおり承認し、補助金の交付内容を変更することを決定したので、京都市公共交通利用回復事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 変更交付決定の内容

2 交付の条件

第8号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市公共交通利用回復事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、京都市公共交通利用回復事業補助金に係る中止（廃止）承認申請について、下記のとおり承認することを決定したので、京都市公共交通利用回復事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 中止（廃止）対象事業

年 月 日付け 第 号で交付決定した京都市公共交通利用回復事業中止（廃止）承認申請書に記載の事業

2 中止（廃止）の期日（期間）

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市公共交通利用回復事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった、京都市公共交通利用回復事業補助金に係る補助事業について、京都市公共交通利用回復事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

《関係書類》

- 1 利用回復事業実施報告書（第10号様式）
- 2 補助対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
- 3 その他市長が認める書類

利用回復事業実施報告書

交通事業者	※連携事業（別表1(2)）の場合、代表者を記載するとともに、 （ ）書きで連携事業者名も記載してください。
取組名称	
該当事業	※別表1(1)～(3)のいずれの事業に該当するか記載してください。
実施期間	
取組結果	
全体事業費 ※補助対象外経費を含む。	※連携事業（別表1(2)）の場合、事業者ごとに記載してください。
補助対象経費	※連携事業（別表1(2)）の場合、事業者ごとに記載してください。
補助金精算額	

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

第 年 月 日

様

京 都 市 長

京都市公共交通利用回復事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、京都市公共交通利用回復事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、京都市公共交通利用回復事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき通知します。

記

補助金交付確定額

金

円